新潟県産業廃棄物適正指導費補助金交付要綱

（趣旨）

第１　知事は、産業廃棄物の適正な処理を推進することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、一般社団法人新潟県産業廃棄物協会が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和 32 年新潟県規則第７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付基準）

第２　この補助金は、次の基準により交付するものとする。

（１）補助対象経費は、以下の事業の実施に必要な経費とする。

ア　産業廃棄物の処理に従事する者に対する研修事業

イ　産業廃棄物の適正な処理に資する調査研究及び出版事業

ウ　産業廃棄物の適正な処理の推進等に関する啓発事業

エ　その他知事が適当と認める事業

（２）補助金額は補助対象経費の２分の１以内とし、知事が別に定める額を限度とする。

（交付の条件）

第３　この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

（１）経費の配分の変更（交付申請書に記載された各事業の補助金充当額の 20%を超える額の変更に限る。）をする場合には、知事の承認を受けること。

（２）事業の内容の変更（事業実施項目の変更等重大な変更に限る。）をする場合には、知事の承認を受けること。

（３）事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

（４）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（５）この補助金により取得し、又は効用が増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部または一部を県に納付させることがあること。

（６）この補助金により取得し、又は効用が増加した財産は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

（７）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を５年間保管しておかなければならないこと。

（８）補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。

（交付申請書）

第４　規則第３条第１項の規定による申請書は、別記第１号様式のとおりとし、正本１部を毎年度６月 30 日までに知事に提出しなければならない。

（変更の承認申請）

第５　第３の(1)又は(2)に規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第２号様式による事業計画変更承認申請書１部を知事に提出しなければならない。

（事業の中止又は廃止の承認申請）

第６　第３の(3)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第３号様式による事業中止（廃止）承認申請書１部を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の 30 日前までに知事に提出しなければならない。

（事業が予定期間内に完了しない場合等の報告）

第７　第３の(4)の規定により知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類１部を知事に提出しなければならない。

（実績報告書）

第８　規則第 12 条の規定による実績報告書は、別記第４号様式のとおりとし、その提出部数は、正副２部とする。

（２）規則第 12 条の規定による実績報告書の提出の時期は、事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付のあった年度の翌年度の４月 30 日のいずれか早い期日までとする。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

（補助金の支払）

第９　補助金は前条の規定により交付すべき額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が特に必要と認める場合は、概算払をすることができる。

附　則

この要綱は、平成 17 年６月 29 日から施行し、平成 17 年度予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成 25 年６月 17 日から施行し、平成 25 年度予算に係る補助金から適用する。